

鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鞍手町商工会が実施する鞍手町中小企業等人材育成支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、鞍手町に事業所を有する中小企業者等に対し、人材育成事業に必要な経費の一部を助成することによりその実施を促進し、もって中小企業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 「中小企業等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(助成金対象事業)

第3条 中小企業者等又はその従業員が次の各号のいずれかに該当する研修に参加するときは、その申請に基づき予算の範囲内において助成金を交付する。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校直方校が実施する経営や技術に関する研修
- (2) 鞍手町商工会会長（以下「会長」という。）が前号に準ずると認める研修

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、前条に規定する研修を受講した中小企業者等で、かつ次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）でないこと。
- (2) 会社の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- (4) 自らの事業活動について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、鞍手町から鞍手町商工会への事業補助金の範囲内で会長が定めた額とする。

2 助成金の額は、第3条に定める研修に係る1回の受講料の2分の1以内とし、限度額を3万円とする。同一年度内において1企業当たり助成金対象者は3名までとする。ただし、同一の研修において、他団体等から受講料の補助等を受ける場合は、当該補助等相当分を減額する。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の交付の可否の決定)

第 7 条 会長は、前条の規定による助成金の交付申請があった時は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により、不交付を決定したときは鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知しなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、助成金の交付について条件を付することができる。

(助成金交付申請の取下げ)

第 8 条 前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を受けて申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により助成事業を中止する場合には、速やかに鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付申請取下届（様式第 4 号）により会長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第 1 項の規定による交付決定はなかつたものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、助成事業終了後、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金実績報告書（様式第 5 号）
- (2) 研修修了証書の写し
- (3) 受講料領収書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第 10 条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、助成金の交付内容に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金確定通知書（様式第 6 号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第 11 条 前条の規定による助成金の額の確定通知を受けた交付決定者は、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付請求書（様式第 7 号）を会長に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第 12 条 会長は、前条の規定による助成金交付請求書の提出があったときは、助成金を

交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第 13 条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成金事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他会長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 10 条に定める助成金の額の確定を行った後においても適用する。

3 会長は、全 2 項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第 14 条 会長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金返還命令書（様式第 9 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

鞍手町商工会
会 長 様

申請者 住 所
事務所名
代表者

印

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金申請書

年度事業について、下記の研修を受講し、中小企業等人材育成支援事業助成金の交付を受けたいので、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 研修名（内容）	
2 研修先 及び 研修期間	研修先： 研修期間： 年 月 日から 年 月 日まで（泊 日）
3 公付を受けようとする 補助金の額	交付申請額 金 _____ 円 【算出根拠】 受講料 円・・・① <u>他からの補助</u> 円・・・② 差引（①－②） 円
4 添付書類	受講受入の決定についての写し 誓約書（様式第10号）

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付決定通知書

様

年 月 日付で申請のあった 年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金については、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

鞍手町商工会
会長

印

- 1 助成金の交付の対象となる助成金事業の内訳は、年 月 日付け鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
金 円也
- 3 条件

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金不交付決定通知書

様

年 月 日付で申請のあった 年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金については、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

鞍手町商工会
会長

印

記

1 交付しないことを決定した理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

鞍手町商工会

会 長 様

申請者 住 所
事務所名
代表者

印

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付申請取下げ書

年度事業について、 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記理由により申請を取り下げたいので、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱第8条第1項の規定に基づき届け出します。

記

1 交付申請取下げ理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

鞍手町商工会
会 長 様

申請者 住 所
事務所名
代表者 印

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業の実績について、
鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱第9条の規定に基づき関係書類を添えて報
告します。

記

1 研修名（内容）	
2 研修先 及び 研修期間	研修先： 研修期間： 年 月 日から 年 月 日まで（泊 日）
3 添付書類	研修終了証書の写し 受講料領収書の写し

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金確定通知書

様

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金については、年 月 日付け実績報告書により下記の通り確定したので、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

鞍手町商工会
会長

印

記

確定金額 金 円也

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

鞍手町商工会
会 長 様

申請者 住 所
事務所名
代表者 印

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた助成事業について、下記の通り請求します。

記

1 請求額 円

2 振込金融機関名

金融機関名	金庫・銀行・農協 店・所
預金種目	普通・当座
口座番号	No.
フリガナ	
口座名義人 (助成金申請者)	

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金交付決定取消通知書

様

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度鞍手町中小企業
等人材育成支援事業助成金については、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱第 11
条第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、下記のとおり交付決定を取消したので、同条第
3 項の規定により通知します。

年 月 日

鞍手町商工会
会長

Ⓜ

記

- 1 交付決定取消額 円
2 交付決定取消理由

年度鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金返還命令書

様

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した 年度鞍手町
中小企業等人材育成支援事業助成金については、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金
要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

年 月 日

鞍手町商工会
会長

⑩

記

- 1 返還金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで

誓約書

私は、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付申請にあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 鞍手町暴力団等追放推進条例（平成 21 年鞍手町条例第 15 号）第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者には該当しません。なお、該当の有無に関して、私の情報を貴会が関係機関に照会し、取得することに同意します。
- 2 交付申請の内容及び提出書類等の事務処理を正確かつ円滑に実施するため、貴会が関係機関との間で情報共有することについて同意します。
- 3 交付申請の内容及び提出書類等に虚偽の記載はありません。また、鞍手町中小企業等人材育成支援事業助成金要綱の各規定を遵守します。
- 4 不正受給等が判明した場合には、貴会の指示に従い、遅滞なく交付金を返還します。

年 月 日

鞍手町商工会 会長 様

住所又は所在地
申請者 名称（会社名）
役職・氏名又は代表者名

印